

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	所在地	登録番号
宝薬品 株式会社	茨城県水戸市梅香1丁目2番27号	890002

2 指名停止措置期間

令和6年1月27日 ～ 令和6年3月26日 (2箇月間)

3 指名停止措置の適用範囲 市が発注する物品調達等

4 事実概要

宝薬品株式会社は、市発注の安定ヨウ素剤購入において、令和6年1月15日に落札したにもかかわらず、仕様書の数量等の内容を見落としたことより、入札金額に誤りがあったことを理由に、契約締結を辞退した。

5 指名停止理由

「ひたちなか市物品調達等契約に係る指名停止等の措置要綱」第2条別表に掲げる(不正又は不誠実な行為)第8項(1)に該当するため。

〈ひたちなか市物品調達等契約に係る指名停止等の措置要綱〉

措置要件	期間
第2条別表 8 不正又は不誠実な行為	
(1) 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1月以上9月以内
(2) 前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、物品調達等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1月以上12月以内

問い合わせ先

ひたちなか市総務部契約検査課
ひたちなか市東石川2丁目10番1号
電話 029-273-0111